

(案)

令和5年(2023年)12月 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会 長 平 中 政 明

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額等について（答申）

令和5年10月5日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 報酬及び給料の額

(1) 市議会議員の議員報酬の額について

市議会議員の議員報酬の額について、その職責や職務の内容、活動実績等を確認、検証するとともに、県内他市及び類似団体との比較を実施した結果、市議会議員の業務が地方分権の進展により高度化・専門化し、その活動範囲も広範囲に及んできていることや専門的な知識も必要になってきていること、また、若者を含めた高い志を持った人材が議員となり、議員活動に専念できる環境が確保しうるよう、活動の対価に相応しい報酬額であることが必要であると考えます。

現在の市議会議員の各役職の報酬額については、20年以上に渡り据え置き（一部減額された期間あり）の状況にあり、現在の市議会議員の活動状況等を鑑みれば、報酬の額を引き上げることが妥当であると判断する。

なお、増額後の報酬の額については、人口規模の近い県内他市との均衡を逸しない範囲で報酬の額を引き上げることが妥当とし、次のとおりとした。

(案)

議長	月額	480,000円	(20,000円増額)
副議長	月額	420,000円	(18,000円増額)
委員会の委員長	月額	395,000円	(20,000円増額)
委員会の副委員長	月額	383,000円	(11,000円増額)
その他の議員	月額	380,000円	(10,000円増額)

(2) 市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額について

市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、その職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均等等から据え置くことが妥当であると判断した。

2 付帯意見

(1) 二代表制の一つである議会は、地方分権の推進、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応していくため、今後もその役割は、ますます重要なものとなり、その中で、議員には調査研究を行い、政策立案や執行部の事業監視等ができる能力がより一層求められる。この調査研究等を、より活発・精力的に活動できるようにするためには、活動に要する経費の一部として支給される政務活動費の充実が必要不可欠であると考えるので、政務活動費の拡充を検討されたい。

(2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額については、合併当初から現在まで給料の減額措置を継続してきているが、本来、この減額措置は合併当初の危機的な財政状況を乗り切るための一時的な措置である。令和元年度に開催した当審議会において、減額措置を廃止することが妥当である答申を出しており、令和2年度以降は、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者以外の特別職の減額措置は廃止となっていることから、5役に対して自主的に実施されている減額措置のあり方について、再度検討されたい。